

八王子都市計画高度利用地区の変更（八王子市決定）

都市計画高度利用地区を次のように変更する。

種類 (地区名・区分)	面積	建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度 (注 1)	建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最低限度	建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度 (注 2)	建築物の建築面積の最低限度	壁面の位置の制限 (注 3)	備考
(八王子駅南口地区) 高度利用地区	約 2.0ha	75/10	30/10	6/10	500 m ²	4m	
	(注 1) 1 建築基準法第 52 条第 14 項の規定により許可された建築物については、許可の範囲内においてこれを超えることができる。 2 敷地内に設ける道路境界から 4m を超える位置に設ける広場等の空地面積の合計が敷地面積の 10 分の 1 未満である建築物にあっては、10 分の 5 を減じる。 (※注 2) 建築基準法第 53 条第 6 項第 1 号に該当する建築物にあっては 10 分の 2 を加えた数値とする。 (注 3) 歩行者専用立体的通路及び公益上必要とされる階段、昇降機等は、壁面の位置の制限から除く。						
八王子市内のその他の既決定地区		面 積	位 置				
高度利用地区 (八王子駅北口地区)		約 ha	八王子市旭町地内 八王子市八日町地内				
(八日町第 2 地区)		0.7					
小計		0.8					
合計		約 3.5ha	—				

※変更箇所

「位置、区域及び壁面の位置の制限は計画図表示のとおり」
 (理由) 建築基準法改正に伴い、高度利用地区を変更する。

変更概要

項目	変更前	変更後	備 考
建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度 (注 2)	(注 2) 建築基準法第 53 条第 5 項第 1 号に該当する建築物にあつては 10 分の 2 を加えた数値とする。	(注 2) 建築基準法第 53 条第 6 項第 1 号に該当する建築物にあつては 10 分の 2 を加えた数値とする。	建築基準法改正に伴う条項の変更